

全国首長九条の会ニュース

2022年5月2日 第36号

●発行責任者：事務局長 鹿野文永

●連絡先：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 神田中央ビル 303 九条の会気付 ☎03-3221-5075
fax03-3221-5076 メール：sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp 口座番号 00190-4-635731 (全国首長九条の会)

「全国首長九条の会」のホームページができました。<https://kubicho9jo.com/>です。ご覧ください。

【4月11日の事務局会議で行った、「九条の会」小森陽一事務局長の情勢報告の概要を紹介します】

ロシアのウクライナ侵攻を考える キーワードは、集団的自衛権

今回のロシアのウクライナの軍事侵攻の重要なキーワードは集団的自衛権です。侵攻直前に、ロシアがウクライナ東部の2つの州、ドネツク人民共和国と、ルガンスク人民共和国を国家として承認し、ロシアとの間で安全保障条約を結び、集団的自衛権の行使と称して、今回の軍事侵攻がはじめられたわけです。

いま日本の憲法9条改悪の問題で、自衛隊が集団的自衛権を行使できる組織となったのが、安保法制ですから、集団的自衛権行使という国際法上の用語が、侵略戦争の口実に使われている現実の中で、その危険性について日本では訴えていく必要があると思います。

ロシア国内のプーチン支持の背景

まず、あれだけ国際法違反の軍事行動が行われながらロシア国内におけるプーチンに対する支持がなぜ下がらないのかということです。そこは、ロシア人の、歴史教育における第二次世界大戦認識とのかかわりがあります。スターリンは第二次世界大戦でドイツを打ち破った国家的英雄だという礼賛ですが、フルシチヨフのスターリン批判によって転換しますが、ソ連が崩壊し、プーチン体制になってから、スターリンを礼賛するような教育になるわけです。また、ドンバス地域の3つの町の名前が出てくるたびにロシアの普通の人たちは、第二次世界大戦の英雄的なたたかいで記憶を醸成されるのです。スターリン批判が始まる1961年までは、ドネツクは、スターリノと言われたスターリンの町だった。マリウポリはソ連が崩壊するまで、ジダノーフと呼ばれた町です。これはスターリンと一緒にスターリングラードを防衛したジタノーフという政治家の名前があてられているのです。そして3つ目のルハーンシクというのは、ヴォロシロフグラードと呼ばれていて、これもスターリンと一緒に第二次世界大戦をたたかった、ヴォロシロフという政治家の名前をとっているのです。ロシア側に有利な戦場の映像しか出ていませんから、それがプーチン政権に対する大きな支持につながっているのです。

安倍晋三政権とプーチン政権の危険性における近さ

プーチンが2014年に集団的自衛権行使するという理屈でクリミヤ侵略をした。忘れてはならないのは、このクリミヤ侵略に対して、当時の第二次安倍晋三政権は、ほぼ容認するという態度をとったのです。そしてこれと連動するように2014年に、9条の解釈を変えて、集団的自衛権の行使ができるように閣議決定し、それに基づいて、2015年、私たち大運動をした安保法制を強行していったわけです。

そういう意味で言うと、安倍晋三政権とプーチン政権の発想の近さ、危険性における近さ、そのキーワードになったのが集団的自衛権の行使なのです。だから自衛隊という3文字を憲法9条の第3項に書き込んでしまうと集団的自衛権の行使を容認した安保法制が憲法の中に入ってくることになり、1項、2項が無効化されるというこの問題がますます世界史的な意味で重要になってきているわけです。

憲法9条を持つ国として

日本国憲法9条は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と言っている。今まさに戦争が広がっている中で、それを止める重要な論理というのはここにあるのだということを、私たちは多くの人に広げていく必要があると思います。つまり、「憲法改悪を許さない全国署名」は、ロシアがウクライナに侵攻した状況の中で、改めて重要な意味を持っているわけです。いまロシアの西側の隣国、ウクライナに軍事攻撃がかけられている。ロシアの東側の隣国は日本です。その日本が憲法9条を持っている中でどういう国際的な働きかけをしていくのか。9条を持つ国だからこそ、岸田政権は先頭になって行うべきであろうと思います。それをしないということは、明らかに憲法に対する裏切りです。私たちは、憲法9条を生かしていく政権を作るために参議院選挙に向かっていくということを周りの多くの人たちに訴えていく必要があると思います。その意味

で九条の会の運動がいま、より一層強く求められています。

【4月28日、国会前行動での、改憲問題対策法律家6団体連絡会の田中隆弁護士の報告概要です】

憲法審査会をめぐる状況 改憲派が9条改憲などの明文改憲への地ならし



昨日参議院憲法審査会が開催され、国会の「オンライン審議」をめぐり各会派の総括的な意見表明が行われました。しかし参議院憲法審査会は衆議院と違って、見解を多数決で取りまとめることはしませんでした。

本日の衆議院憲法審査会は改憲派が浮上させた公選法並びの3項目改正案が焦点です。改憲派は今国会で成立と言っていましたが、立憲野党の反対などで遅れ、昨日衆議院に提出され、午後1時からの本会議で審査会に付託するので、審査会が午後になりました。

毎週開催で、憲法改正原案の取りまとめの「予行演習」

この通常国会で、衆議院憲法審査会がほとんど毎週開催され今日で11回目になります。重大なのは、審査会の議論を通じて、改憲派が9条改憲など明文改憲への「地ならし」をしていることです。

議論を簡単にスケッチします。

最初の問題は、オンライン審議です。3月3日には、「オンライン出席も認められる」という「取りまとめ」が多数決で採決されました。憲法審査会がはじめて強行したこの「取りまとめ」が、憲法改正原案の取りまとめの先例とされ予行演習とされる危険は甚大です。

2つ目の問題は、憲法に緊急事態条項を入れるかどうかで明文改憲に直結する問題です。立憲野党を除く各会派は、いずれも緊急事態条項の導入を主張して審査会の多数になっています。論点を2つ紹介します。

どんな事態で発動するか。武力攻撃・戦争、内乱・大規模テロ、大規模災害、感染症の拡大。この4つで発動することは改憲派に異論を見ません。

なにを認めるか。維新の会や自民党は、議員の任期延長・選挙の延期、政府による法律と同じ効果をもった政令すなわち緊急政令、そして国民の基本的人権の制約、国民動員まで認めようとしています。

「自然災害だけ」としていた安倍4項目改憲よりも広く、自民党の2012年の憲法改正草案にある緊急事態条項で、旧憲法のもとで認められていた緊急勅令や徵用・徵發と変わることはありません。

改憲派は、この緊急事態条項も多数決による取りまとめを主張しましたができませんでした。もし多数決で取りまとめが強行されていたら、緊急事態条項をつ

ると思います。

【4月28日、国会前行動での、改憲問題対策法律家6団体連絡会の田中隆弁護士の報告概要です】

くる改憲を行うことを、憲法審査会が確認したに等しい意味を持つことになったはずです。

3つ目の問題が改憲手続法・国民投票法です。改憲手続法は欠陥法で、野放しのCMに対する規制や最低投票率の導入の検討が2007年の制定当時からの課題になっています。また、IT化や国際化の進展でネットCMへの規制や外国政府・外国企業の介入の禁止が新たな課題になりました。

昨年、公選法並びの7項目改正案の採決の時につけられた附則4条は、投票の公平・公正に関わるCM規制、運動資金規制、ネットの適正利用の措置を義務づけましたので、まずやるべきことはCM規制などの抜本改正のはずです。ところが、改憲派は、立会人やFM放送などを選挙に合わせる公選法並びの改正を持ち出して先に成立させると言い出しました。これが4月27日提出された公選法並びの3項目改正案です。CM規制などをサボタージュする一方、いつでも憲法改正原案の発議ができるようにするためのものです。

この通常国会ではあと5回、衆議院憲法審査会が開かれる予定です。そこで憲法9条と安全保障を集中的に論議しようというのが改憲派のもくろみで、9条改憲への道筋をつけようとするものです。

厳しいが、改憲派の思惑通り進んでいない

大変厳しい情勢ですが、改憲派が4分の3を占めるなかでも、その策動が改憲派の思惑通り進んでいないことも、確認しておきたいと思います。

「オンライン審議」の「取りまとめ」は議長や議院運営委員会に提出されましたが、議運では「最初からやり直し」とされました。緊急事態条項の「取りまとめ」を強行することはできず、明文改憲を規定事実にすることはできませんでした。さらに、連休前に衆議院を通過するはずだった3項目改正案の提出は流れ込み、立憲野党は3項目の先行に反対、国民民主は提出に加わらず、参議院自民党からも「参議院では受け付けない」とされて、審議の見通しは立っていません。

立憲野党の皆さんのが奮闘された成果であり、審査会傍聴や議員要請をはじめ監視と批判を続けた市民の運動の成果です。

5月にはメーデーや憲法集会など、憲法を守り、暮らしと権利を守ろうとする運動が全国各地で展開されます。その運動のなかに憲法審査会をめぐる状況を伝えるとともに、改憲に反対する大きな声を署名などに託して憲法審査会に届けましょう。参議院選挙で改憲派の議席を奪い取って、9条を中心とした明文改憲の策動を封じようではありませんか。